



平成25年11月20日  
内閣府（防災担当）

「平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成25年11月8日に公布・施行された、東京都大島町を対象とする台風第26号による暴風雨に係る激甚災害指定の政令について、その一部を改正する政令が11月15日に閣議決定され、本日（11月20日）公布・施行されました。

この改正は、上記激甚災害に適用すべき措置として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置を追加するものです。

I 適用すべき措置の追加

東京都大島町の区域に適用すべき措置として、次の措置を追加します。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法3条、4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。（過去5カ年の補助率嵩上げ平均69% → 84%）。

2. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法24条1項、3項、4項）

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II スケジュール

11月15日（金） 閣議決定  
11月20日（水） 公布・施行

**平成25年10月15日及び同月16日の暴風雨による  
激甚災害関係施設の災害復旧事業費の査定見込額について**

**公共土木施設等**

※ 11月14日時点

**<局激>**

市町村名	査定見込額	早期局激 <sup>*</sup> 基準額
東京都大島町	23.8億円	5.0億円（局激基準（口）×2）

※査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害（基準の2倍超）については、災害の都度指定（いわゆる早期局激）。

（参考：局地激甚災害指定基準）

次のいずれかに該当する災害（但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件）

- (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費  
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)
 
$$\text{当該市町村の標準税収入} \times 50\%$$
- (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村
 
$$\text{当該市町村の標準税収入} \times 20\%$$
- (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村
 
$$\text{当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費} > \text{標準税収入} \times 20\% + \left[ \begin{array}{l} \text{当該市町村の標準税} \\ \text{収入} - 50\text{億円} \end{array} \right] \times 60\%$$

## 政令第三百十四号

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第五条」を「第三条から第五条まで」に、「第二十四条第二項から第四項まで」を「第二十四条」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しつけて「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するため

の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第三百八号）

○ 平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第三百八号）

改 正 案	現 行								
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定して指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適用すべき措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成二十五年十月十五日及び 同月十六日の暴風雨による災 害で、東京都大島町の区域に 係るもの</td><td>法第三条から第五条まで、第十二条 、第十三条及び第二十四条に規定す る措置</td></tr></tbody></table> <p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第二十六号によるもの をいう。</p> <p>（都道府県に係る特例）</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県に ついての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行 令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項 の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一 項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれな いものとする。</p>	激 甚 災 害	適用すべき措置	平成二十五年十月十五日及び 同月十六日の暴風雨による災 害で、東京都大島町の区域に 係るもの	法第三条から第五条まで、第十二条 、第十三条及び第二十四条に規定す る措置	<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適用すべき措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成二十五年十月十五日及び 同月十六日の暴風雨による災 害で、東京都大島町の区域に 係るもの</td><td>法第五条、第十二条、第十三条及び 第二十四条第二項から第四項までに 規定する措置</td></tr></tbody></table> <p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第二十六号によるもの をいう。</p>	激 甚 災 害	適用すべき措置	平成二十五年十月十五日及び 同月十六日の暴風雨による災 害で、東京都大島町の区域に 係るもの	法第五条、第十二条、第十三条及び 第二十四条第二項から第四項までに 規定する措置
激 甚 災 害	適用すべき措置								
平成二十五年十月十五日及び 同月十六日の暴風雨による災 害で、東京都大島町の区域に 係るもの	法第三条から第五条まで、第十二条 、第十三条及び第二十四条に規定す る措置								
激 甚 災 害	適用すべき措置								
平成二十五年十月十五日及び 同月十六日の暴風雨による災 害で、東京都大島町の区域に 係るもの	法第五条、第十二条、第十三条及び 第二十四条第二項から第四項までに 規定する措置								
	<p>（傍線部分は改正部分）</p>								